

5 騒音・振動

(1)騒音・振動の概要と環境基準

騒音及び振動は、個人差や慣れが大きく作用し、同じ音や振動であってもその種類や性質によって感じ方が異なるという特徴があります。

騒音及び振動の防止対策としては、騒音規制法及び振動規制法に基づき市長（平成23年度までは県知事）が生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内の工場、事業場の事業活動や建設作業に伴う騒音、振動を規制しています。また、自動車による交通騒音及び振動については限度基準が設けられており、これを上回る場合は公安委員会、道路管理者に対して防止対策を要請できることになっています。

■環境基準

騒音の環境基準は、人の健康の保護や生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境の基準として設定されています。

平成11年4月1日からは新環境基準が施行され、騒音の評価手法としての等価騒音レベルの採用、時間区分の変更などがなされました。

環境基準を当てはめる地域の指定は、住居地域や商業地域などの地域特性を考慮して市長（平成23年度までは県知事）が行うこととなっており、当市では都市計画法の用途地域別に新環境基準が適用されています。

騒音に係る環境基準（道路に面する地域を除く）

地域の 類型	適用地域 (平成11年静岡県告示第277号)	時間の区分		該当地域
		昼間 6時～22時	夜間 22時～6時	
AA		50 デシベル以下	40 デシベル以下	療養、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B	第1・2種住居専用地域 準住居地域、市街化調整区域	55 デシベル以下	45 デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

道路に面する地域の環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域、及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
・ 幹線交通を担う道路に近接する空間については、上欄にかかわらず特例として右欄の基準値とする	70デシベル以下	65デシベル以下

※ 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(2) 騒音・振動の防止対策

①工場、事業場の規制基準

工場、事業場の騒音及び振動は、騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例によって規制されており、市長（平成23年度までは県知事）が生活環境を保全する必要があるとして指定した地域内にあって、騒音や振動の発生が著しい施設として定められた施設を有する工場、事業場に対して規制基準が適用されています。

当市では、昭和46年に騒音に係る地域指定を、昭和52年に振動に係る地域指定をそれぞれ受け（平成24年度より市長が指定）、以下の基準が適用されています。

騒音に係る工場・事業場の規制基準

地域の区分	適用地域	時間の区分		
		昼間 8時～18時	朝・夕 6時～8時 18時～22時	夜間 22時～6時
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域、市街化調整区域 都市計画区域外	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	工業地域、工業専用地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

振動に係る工場・事業場の規制基準

地域の区分	適用地域	時間の区分	
		昼間 8時～20時	夜間 20時～8時
第1種区域	1 第1・2種低層住居専用地域	60デシベル	55デシベル
	2 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域、市街化調整区域 都市計画区域外	65デシベル	55デシベル
第2種区域	1 近隣商業地域、商業地域 準工業地域	70デシベル	60デシベル
	2 工業地域、工業専用地域	70デシベル	65デシベル

- ※1 騒音、振動に関する規制基準適用場所は、工場、事業場の敷地境界とする。
- 2 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。
- 3 第1種区域と第3種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合における当該第3種区域及び第4種区域の当該境界線から30mの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。
- 4 工業専用地域及び都市計画区域外は静岡県生活環境の保全等に関する条例によって規制されている。

②建設作業の規制基準

建設作業に伴う騒音や振動は、工場、事業場と異なり、その作業場所に代替性がないことから防止対策は極めて困難な場合が多い。また、騒音や振動の発生は一時的であるもののそのレベルが高いため、届出時には、低騒音、低振動型重機の使用や付近住民に対する工事期間の周知等、作業実施時の配慮を指導しています。

なお、地域指定区域内において騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業を行う場合は、届出と規制基準の遵守が義務づけられています。

騒音・振動に係る特定建設作業の規制基準

地域の区分	規制種別	騒音に係る特定建設作業					振動に係る特定建設作業			
		くい打機 くい抜機 等を使用 する作業	びょう打 機を使用 する作業	さく岩機 を使用す る作業	空気圧縮 機を使用 する作業	コックト又 はアスファ ルトを設 けて行う 作業	くい打機 くい抜機 等を使用 する作業	鋼球を使 用して建 築物等を 破壊する 作業	舗装版破 砕機を使 用する作 業	ブレーカー (手持ち式 を除く)を 使用する作 業
第一号区域	基準値	85デシベル					75デシベル			
	作業時刻	午後7時～午前7時の時間内でないこと								
	1日当たりの作業時間	10時間／日を超えないこと								
	作業期間	連続6日を超えないこと								
	作業日	日曜日その他の休日でないこと								
第二号区域	基準値	85デシベル					75デシベル			
	作業時刻	午後10時～午前6時の時間内でないこと								
	1日当たりの作業時間	14時間／日を超えないこと								
	作業期間	連続6日を超えないこと								
	作業日	日曜日その他の休日でないこと								

※1 規制基準適用場所は、特定建設作業の敷地境界とする。

2 第1号区域：地域指定区域のうち、第2号区域を除いた区域。

第2号区域：地域指定区域の第4種区域（振動の場合、第2種区域の2）のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等の周囲おおむね80m以内の区域を除いた区域。

③道路交通騒音

自動車のめざましい普及は、一方で交通騒音、振動や交通渋滞を引き起こし、生活環境の悪化をもたらしています。

このような状況の中で、道路に面する地域の環境基準が定められ、これを目標として車両構造の改善や遮音施設の設置などを中心とした自動車騒音の軽減対策が実施されています。

また、道路に面する区域の自動車騒音、振動に係る限度基準が設けられており、この限度基準を超えて生活環境が著しく損なわれている場合には、道路管理者等に対して意見や改善要請ができることとなっています。

なお、平成12年4月1日施行の法改正により、限度基準は環境基準と同じ評価手法である等価騒音レベルによることとなりました。

自動車騒音の要請限度値

	区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
		昼 間 6時～22時	夜 間 22時～6時
1	第1種区域及び第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	第1種区域及び第2種区域の第1・2種中高層住居専用地域うち2車線以上の道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	第2種区域の第1・2種住居専用地域、準住居地域、市街化調整区域のうち2車線以上の道路に面する区域、及び第3種区域、第4種区域の工業地域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
	・ 幹線交通を担う道路に近接する空間については、上欄にかかわらず特例として右欄の基準値とする	75デシベル	70デシベル

- ※1 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 2 第1種区域、第2種区域、第3種区域、及び第4種区域は、騒音に係る工場、事業場の規制基準の地域区分をいう。

道路交通振動に対する防止措置を要請する基準

区域の区分	時 間 の 区 分	
	昼 間 8時～20時	夜 間 20時～8時
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

④自動車騒音の常時監視

自動車騒音の状況については、騒音規制法に基づく常時監視を静岡県が実施していましたが、法改正により平成24年度からは市が実施するようになりました。常時監視は、道路に面した地域の住居等を対象にした自動車騒音の測定と、測定地点を含む評価区間について騒音の環境基準を超える住居等の割合を把握する「面的評価」の方法で行います。

平成24年度は、市内の国道3路線と県道2路線を対象にして、自動車騒音の測定と面的評価を行いました。自動車騒音は、測定を行った国道2地点で昼間・夜間ともに環境基準を超過し、県道1地点で昼間のみ超過、さらに県道1地点で夜間のみ超過しましたが、騒音の要請限度については全ての地点でこれを下回っていました。（表1参照。）面的評価の結果については、昼間・夜間ともに環境基準を満足した住居等の割合は65.2～100%でした。（表2参照。）

[表1] 自動車騒音 測定結果（平成24年度）

路線名	測定地点	測定結果 〔L _{Aeq} 〕 (dB)		基準値等 適合状況 (○:適合 ●:不適合)			
		昼間	夜間	環境基準		要請限度	
				昼間 (70dB)	夜間 (65dB)	昼間 (75dB)	夜間 (70dB)
一般国道138号	萩原483	66	61	○	○	○	○
一般国道246号	駒門317	72	70	●	●	○	○
一般国道469号	板妻349	73	70	●	●	○	○
沼津小山線	西田中453	71	65	●	○	○	○
御殿場箱根線	茱萸沢442	69	66	○	●	○	○

[表2] 自動車騒音 面的評価結果（平成24年度）

調査単位 区間番号	道路名	評価 区間 延長 (km)	住居等 戸数 (戸)	環境基準達成状況〔上段：戸数(戸)〕 〔下段：割合〕			
				昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
				10930	一般国道138号	4.4	454
11360	一般国道246号	6.1	93	77 (82.8%)	16 (17.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
11710	一般国道469号	2.2	66	43 (65.2%)	1 (1.5%)	0 (0.0%)	22 (33.3%)
62680	沼津小山線	2.4	258	227 (88.0%)	0 (0.0%)	30 (11.6%)	1 (0.4%)
62780	御殿場箱根線	1.6	172	168 (97.7%)	4 (2.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
全体		16.7	1043	969 (92.9%)	21 (2.0%)	30 (2.9%)	23 (2.2%)

⑤届出状況

騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく平成24年度末現在の、特定施設届出状況は次のとおりです。

騒音規制法・静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

施設番号	特 定 施 設 名	平成24年度末の特定施設数		
		法 律	県条例	合 計
1	金属加工機械	277	581	858
2	空気圧縮機及び送風機	487	755	1,242
3	土石用又は鉱物用の破砕機等	13	2	15
4	繊維機械	21	5	26
5	建設用資材製造機械	8	2	10
6	穀物用製粉機（ロール式のもの）	1	0	1
7	木材加工機械	102	128	230
8	製紙機械及び紙加工機械	0	0	0
9	印刷機械（原動機を用いるもの）	37	28	65
10	合成樹脂用射出成形機	427	240	667
11	鋳造型機	0	0	0
12	クーリングタワー		169	169
13	集じん施設		60	60
14	冷凍機（圧縮機を用いるもの）		604	604
施 設 合 計		1,373	2,574	3,947
工 場 ・ 事 業 場 数		181	259	440

振動規制法・静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

施設番号	特 定 施 設 名	平成24年度末の特定施設数		
		法 律	県条例	合 計
1	金属加工機械	273	336	609
2	圧縮機	220	219	439
3	土石用又は鉱物用の破砕機等	21	4	25
4	織機（原動機を用いるもの）	7	0	7
5	コンクリート機械	5	0	5
6	木材加工機械	5	0	5
7	印刷機械	14	25	39
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	2	5	7
9	合成樹脂用射出成形機	269	317	586
10	鋳造型機（ジョルト式のもの）	0	0	0
施 設 合 計		816	906	1722
工 場 ・ 事 業 場 数		90	46	136